

緩和ケア病棟は、悪性腫瘍（がん）の治療や治癒が困難な状況にある患者さんに対して、病気によって起こる苦痛症状を和らげる治療（緩和ケア）を専門に行う入院施設です

がんの進行に伴って生じる痛みや吐き気、呼吸困難などの身体症状や、悩みや不安などの心の苦痛をできる限り軽減し、その人らしく生活できるように、患者さんを中心として患者さんのご家族も含めて医師、看護師、薬剤師、公認心理師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士、理学療法士、ボランティアなどがチームを組んでケアを行います

<対象者>

- ・悪性腫瘍（がん）の進行に伴う何らかの苦痛症状があり、その症状を緩和するために入院を必要としている方
- ・がんの治癒を目指した抗がん剤投与等の治療が困難か、希望されない方

<主な入棟基準>

- ・患者さんにご家族が緩和ケア病棟への入院を希望している
- ・入院時に患者さんが自分の病名や病状を理解している

<できること（すべて主治医の許可のもと）>

- 1) 症状緩和目的の放射線療法、あるいは輸血、胸水・腹水穿刺
- 2) 飲酒は少量のみ（許可のある場所で）
- 3) ペットとの面会（事前に許可を得た時間、場所で）

<できないこと>

- 1) 化学療法全般、他院での治療（免疫療法、温熱療法など）
- 2) 人工透析
- 3) 死期を故意に早めること
- 4) 病気の自然な経過として病状が進行した場合、脈や呼吸が弱まった時は延命処置（胸骨圧迫や人工呼吸器による呼吸管理、昇圧剤の投与等）は行いません
- 5) 心拍や血圧などを常時監視するような装置（モニター）は使用しません
- 6) 当院敷地内での喫煙
- 7) 補完代替療法（医師の許可を得た上で、ご本人・ご家族で行う場合は可、スタッフは関与いたしません）
- 8) 病棟内で対応不能な併存疾患の治療

<次のような場合には退院をお願いします>

- 1) 症状が安定した場合は、自宅や近隣病院、あるいは施設などでの療養をご相談させていただきます
- 2) 健全な療養生活への協力をご本人、ご家族から得られなくなった場合
- 3) 病棟での対応が不可能な治療・処置を希望された場合
- 4) 院内の「緩和ケア病棟退院カンファレンス」で退院が適当と判断された場合

